

【法人】 賛助会員入会申込書

一般社団法人 全国介護技術機構

代表理事 殿

当社は、次の事項を承諾の上、下記の通り貴機構の賛助会員として入会したく申し込みます。

(承諾の場合は、文書左の□(チェック欄)に✓を記入願います。)

<input type="checkbox"/>	本申込みに関して、別紙の賛助会員規約に記載の内容について同意し、申し込みます。
<input type="checkbox"/>	当社は、貴機構に対して提出する本申込書に記入した各事項について事実と相違ないことを誓約し、押印のうえ、本申込書を送付します。

※太線の枠内のみ記入してください。

申請年月日： 年 月 日

法人・団体 名 称	(フリガナ)		
所在地	〒	-	
	(ビル名等)		
代 表 者 名	(フリガナ)		印
担当者氏名	(フリガナ)		
所属部署		役職	
T E L	-	-	F A X
E-mail	@		
URL			
会費	() □ (¥ -) 円 ※ 1 □ 100,000円以上にてお願い申し上げます。		
介護事業者のみ ご回答ください⇒	事業所数	箇所	※事業所税第4号様式別表1「事業所等明細書」を添付してください。

※当機構記入欄

入会承認日	年 月 日付賛助会員入会	理事会承認印
賛助会員番号		印
承認理事会	年度 第 回理事会承認 開催： 年 月 日	
発番号	全介技発第 号	
備 考		



(目的)

第1条 この規約は、定款第31条に規定する一般社団法人全国介護技術機構（以下、「当機構」という。）が設置運営する賛助会員制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の定義)

第2条 賛助会員（以下、「会員」という。）とは、当機構の目的に賛同し、所定の入会手続きを経て理事会で認められた個人及び法人の会員をいう。

(会員の種別)

第3条 会員の種別は、個人会員（介護関連学校生徒）、個人会員（介護施設利用者）及び法人会員の3種類とする。

(議決権)

第4条 会員は、当機構の総会における議決権は持たない。

(入会)

第5条 当機構への会員入会に当たっては、本規約を承認のうえ、別に定める入会申込書により当機構に申し込むものとする。

2 当機構は、入会申込時に届出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽又は公序に反する行為があった場合等、当機構が入会を不適当と判断した場合には、入会申込を承認しない場合があります。

(届出事項の変更)

第6条 会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合には、別に定める変更届を速やかに当機構に届出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。

(1) 入会金 なし

(2) 個人会員 なし

法人会員 年会費 100,000円 1口以上

2 会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は、当機構発行の請求書による一括払いとする。ただし、当機構が必要と判断した場合には、当機構と協議のうえ決定するものとする。

3 年度途中より入会する場合の年会費は、月割りとし、千円未満切り捨てとする。

4 会員が既に納入した賛助会費等は、これを返還しないものとする。

(会員特典)

第8条 当機構は、第1条の目的を達成するため、会員に対し、次の特典を設ける。

(1) 当法人からのニュース、その他情報の提供

(2) 当機構が取り扱う各種コンテンツの利用（法人会員のみ）

(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(禁止事項)

第9条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当機構の正会員に対し、当機構の許可なく情報を発信する行為

(2) 当機構及びその正会員等の財産及びプライバシーを侵害する行為

(3) 当機構の許可なくロゴマーク及び印刷物などの転用行為

(4) 公序良俗に反する行為

(5) 当機構の運営及び活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為

(6) 当機構役職員の指示に反する行為

(7) その他、別紙（賛助会員特典）に記載する事項

(退会)

第10条 会員が、退会しようとするときは、あらかじめ別に定める退会届を当機構宛に届出るものとする。

(除名)

第11条 当機構は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

(1) 当機構の事業を妨げ又は妨げようとした者

(2) 会費の納入を怠った者

(3) 故意又は重大な過失により、当機構の信用を失わせるような行為をした者

(4) 当機構の役職員より第9条の指摘に対して従わない者

(5) 犯罪その他の信用を失う行為をした者

(守秘義務)

第12条 当機構は、会員の許可を得ずに、会員情報を公開又は使用することはできないものとする。

2 会員は、当機構の許可を得ずに、会員として知り得た当機構の非公開情報等を入会時のもより、退会等会員資格を喪失した後も公開又は使用することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 当機構は、会員が本規約に違反し、又はそれに類する行為によって損害を受けた場合、会員に対して受けた損害の賠償を請求することができる。

2 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は有効とする。

(免責事項)

第14条 会員と他の会員、第三者の間で紛争が生じた場合、会員は当事者同士の自己の費用と責任において解決するものとし、当機構は一切の責任を負わないものとする。

2 当機構は、会員が本規約に違反し、またはそれに類する行為によって被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

3 会員が会員資格を喪失した後も本条の規定は有効とする。

(合意管轄)

第15条 当機構及び会員は、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

令和3年11月15日施行

令和4年7月11日改正